

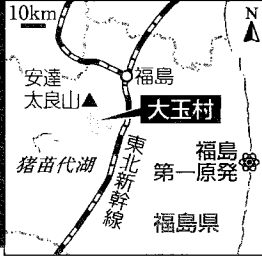
こちら特報部

「農地所有者が汚染除去を」

東京電力福島第一原発事故で、広範囲の農地が放射性物質に汚された。国や市町村が除染を進めた後も汚染は残る。被災農家が「事故前の状況に戻してほしい」と願うのは当然のことだ。しかし、福島地裁が先月、

理解しがたい判決を出した。「放射性物質は既に農地と同化している。農家が除去すればいい」というのだ。東電の責任はどこへいつてしまったのか。裁判所がそんなに及び腰なのは、なぜなのか。(榊原崇仁)

原発事故訴訟 福島地裁判決



「コメ自体は放射能の検査をしても大丈夫だけど、買ってもらえない。お客さんは田んぼに汚染が残るのを知ってる。うまいかどうかの前に、安全かどうかという話が付きまとう。田んぼを事故前のように戻さないと根本的な解決にならない」。福島県大玉村の農

家、鈴木博之さん(66)はそう語る。福島第一原発から西に六十キロの距離にある大玉村は安達太良山のふもとに位置する。粘土質の土壌は保水力が高く、古くから稲作の適地と目されてきた。「うちは江戸時代から続く農家。昔は地主だった。二十代で家業を継いだ鈴木さんは三十畝の農地で米作りにいそしみ、コメの直売や団子などの加工も手がけた。

生活を暗転させたのが原発事故だった。汚された農地は国の方針に沿い、村が二〇一二年に除染した。「放射性物質が多く付いた表土とその下の土を混ぜ、汚染の濃度を薄めただけ。汚染自体を取り除いたわけじゃない」。土を掘り返す反転耕を行う程度だった。高値で売れた白米は、売り上げが事故前から八割減。加工品の売れ行きも停滞した。対面販売の中で気づいたのが、田んぼの汚染

を気にする冒頭のような消費者の意識だった。ただ、「安全なお米です」とPRする風評被害対策は解決策にならないと考えた。「うわさに惑わされている」とお客さんを責めるなんてとんでもない。見下した姿勢だし、買うのも買わないのも自由だから」

鈴木さんは農家仲間とともに一四年、東電相手に農地の原状回復を求める訴訟を起した。県が事故前に村内で採取していた土壌のサンプルは放射能濃度が一キロ当たり五〇㍻だった。鈴木さんらの農地の多くは、ゆにに一〇〇㍻を超え、一万㍻に達した場所も。放射能濃度を事故前の水準に戻すよう求めたほか、表面から三十㍻以上の土壌を取り除き、そこへよそからの土を投じ、工事を行う案を示した。

農家「原状回復が根本的解決なのに」

先月十五日、福島地裁が判決を出した。鈴木さんが「訳が分からん」と憤る内

容だった。地裁はまず、「現時点の技術では事故由来の放射性物質のみを土壌から分離することは事実上不可能」と切り出した。その上で「放射性物質と土地は完全に同化している」から「放射性物質は東電でなくとも土地所有者が除去できる」「費用は損害賠償請求の余地もあり得る」と展開し、強制的に原状回復を命じる理由がないと結論づけた。

鈴木さんは「放射性物質だけを取り除けなんて求めてない。論点のすり替えだ」とあきれ果てる。「とりあえず原告が工事し、その後に費用は賠償請求で争ったら」と誘導された格好だが、過去の公害を踏まえると、この種の工事は一畝当たり五千万円近くかかるという試算もある。「額が大きすぎて、こっちで工事費を捻出するのは無理。返ってくるか分からんに出すのも無理。『貧乏人は黙っとけ』というところか」。怒りは収まらず、当然のごとく控訴した。

旧満州き取りを「『満州都国立市



一橋

土屋さんもおかつは頭を丸刈りにし、顔を墨で塗ってのりだ。

引き揚

一九三三年に設立され、四五一年の敗戦と共に崩壊した。清王朝最後の皇帝・溥儀が元首

土屋さんと元国際善隣協合理事長の古海建一氏が登壇する。参加無料。

「ユースの追憶」

Market information table with columns for '市場だより' (Market News) and '9日' (9th), listing various agricultural products and their prices.

「管理組合役員」の義務意識していますか
分譲マンション管理組合の運営で大切な「組合の公益を重視した経営感覚」です。

www.gojin.co.

こちら特報部

司法目立つ賠償への誘導

原発事故絡みで原状回復を求めた他の裁判も、結果はかんばしくない。

二〇一一年八月に福島県二本松市のゴルフ場が除染の仮処分を申請したケース。「飛散した放射性物質はもはや東電のものではない。所有者のいない『無主物』だ」と東電が抗弁した。東京地裁は一空間線量は学校の校庭での活動を控える基準を下回る」などの理由で申請を退けた上、救済の道として損害賠償請求に言及した。

いわき市の山林の原状回復を求めた訴訟も「日常生活の場として使用されていない」「経済的価値が下がれば損害賠償を求めればよい」と原告敗訴。被災者約三千八百人による集団訴訟では福島地裁が一七年、原状回復の請求を退けた。

目立つのは、裁判所が賠償請求へと誘導するケースだ。帝京大の長島光一講師（民事訴訟法）は「被災者が東電に何かを求める場合、私人間の争いになるので、民法に基づく提訴となる。法の根底には『争い』との解決は金銭で」という

東電「出荷は妨げず」 国「除染尽くした」



考え方がある。被害の程度を金銭で置き換えて考えるのは分かりやすいから」と説明する。

さらに「裁判所が原状回復を命じる例は限定的。原告側が実現可能な解決策を示すことが求められる。原発事故関連で請求が通った例は聞いたことがない」と続ける。

しかし、「カネ」で万事が解決するわけではない。長島氏は「裁判所も環境汚染に向き合い、解決に向けた努力をしなければ、東電以外の企業が似た汚染をもたらしても放置されかねない。まず、原状回復が必要か判断を示した上、和解

●鈴木さんが手掛けているコシヒカリなど ●福島原発事故前に鈴木さんが建てた加工所＝10月26日、福島県大玉村で

などの調整機能も用い、具体的な解決法を導くという進め方もあるのではないかと裁判所に求める。

鈴木さんらの訴訟でも、裁判所はそんな役割を担うべきだったように思える。原告代理人の花沢俊之弁護士は「とことん逃げ腰で、話を先に進めようとしなかった」と語る。

実は一七年に一度、鈴木さんらの訴えは「不合法」として地裁段階で却下されている。「原告は原状回復の手法を特定していない」と、門前払いだった。昨年の控訴審判決で審理は地裁に差し戻され、今回の理解しがたい理屈の判決が言い

渡された。

原状回復に後ろ向きなのは、裁判所だけではない。鈴木さんらの訴訟で、東電は「国や市町村の除染は有効かつ適切」「コメの出荷自体は妨げていない」と反論した。出荷できても売れない、という鈴木さんらの悲鳴は響いていない。

訴訟を支援してきた富山大の林衛准教授（科学技術社会論）は「東電は加害者意識の欠如が顕著。『放射能汚染による健康被害が出ているのか』と聞き直っているようだ」と語る。

国もひどい。鈴木さんの農地のように、多くの土地が事故前の放射能濃度に戻

民法の根底 金銭で解決／被害 放置されかねない

っていないのに、「帰還困難区域以外は除染が完了した」と宣言しているのだ。環境省の高木圭介参事官補佐は取材に「日常的に立ち入りがあるエリアはやり尽くした」と述べている。再除染は頭にならないようだ。

なぜ、裁判所も国も東電も、かたくなに農地の原状回復を避けるのか。

「原発事故があるその後始末にカネがかかるってしたくないでしょ」と鈴木さんはあきれ、農地の実害を取り除くのに膨大なカネがかかるのは明らか。だから『風評被害対策』という名目で消費者の意識を変え、農産物を買わせようとする。安上がりに済むでしょ。でも、そんなのはまやかし。農地を元に戻すのにとんでもない額がかかるという事実が重要な点だ。それだけひどい事態っていう証拠だから」と続けた。

「コシヒカリ」

損なわれた名誉の回復はカネ。事故で命が失われてもカネ。もめ事はだいたいカネでしか解決できない。裁判所もそれ以外の手は認めないから、カネをもちつて不本意な気持ちをもつとこらえる人も多い。それなのに「最後は金目でしょ」と言い出す人がいる。どうすりゃいいの？（裕）

2019.11.10

2019.11.10

東

東直子

止まりたる独楽は木の実に母待つ夜は水でまぎらす

東京都世田谷区 佐

（評）独楽が動きを止を「木の実に戻る」とに、なんらかの役割れ、又終わることへのある。その上での親子

山肌はあらわになって不信にまた雲が近づく

兵庫県尼崎市 吉

（評）立て続けに異常舞われる中、あらわに肌が危険区域となつてきの心の動きを臨場感詠み、迫力のある一こた。

垂直を知らせる蜘蛛の糸にひかりの二次双曲線

東京都新宿区 越

石田郷子

胡桃割れば手にゆりかごの

相模原市南区 遠